

令和7年第4回嘉島町議会臨時会会議録

・招集年月日

令和7年12月24日（水曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午後1時57分 開会・開議

・出席議員（11名）

1番 春日公和	6番 森下文夫
2番 木下武	7番 満田和浩
3番 穴井智子	8番 増岡司
4番 齊藤進	9番 川野伸一
5番 園田義宣	10番 森田義雄
	11番 境野隆文

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	永田智紀
税務課長	富嶋信行
福祉課長	松本和美
建設課長	橋本浩史
農政課長	牛嶋寿男
企画情報課長	西本弘二
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬幸
社会教育課長	河原和幸
会計管理者（兼会計室長）	吉本博志

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 下田雅文

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第78号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第7号）

追加日程第1 町長に対する問責決議の件について

閉 会

開会・開議 午後2時

○議長（境野隆文君） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、会議を開きたいと思います。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、令和7年第4回嘉島町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（境野隆文君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、8番 増岡 司 議員、9番 川野伸一 議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（境野隆文君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議案の上程及び提案理由の説明 質疑 討論 採決

○議長（境野隆文君） 日程第3 議案第78号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第7号）の件を議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長

○議長（境野隆文君） 鍋田町長

○町長（鍋田平君） 皆さん、こんにちは。本日は、議員の皆様にはご多用の中、本臨時会にご参集いただきまして、心よりお礼申し上げます。

提案理由の説明の前に、先日、令和7年第4回嘉島町議会定例会において私の発言を撤回したい箇所がございますので、ご説明を申し上げます。

発言の撤回したい箇所は、議事日程第2号の日程第2、議案の質疑・討論・採決において、議案第72号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第6号）で、給食費無償化の予算に対する質問に対して、私が答えた1月から実施したいと考えておりますという答弁です。

この発言は私の子育て世代に援助を早く行いたいという気持ちでの発言でありましたが、給食費の無償化は国の動向を注視し、議会と執行部等協力をして進めたいという考えであります。

このことについて、私の発言した内容については撤回させていただきます。

それでは、今回の提案理由の説明を行いますのでよろしくお願ひします。

議案第78号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第7号）について

令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第7号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,755万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億3,368万4千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」とおりであります。尚、歳入歳出予算補正の款項

の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議長（境野隆文君） 以上で町長の説明を終わります。

これより質疑を許します。

議案第78号の質疑はありませんか。

○1番（春日公和君） 議長

○議長（境野隆文君） 春日議員

○1番（春日公和君） 1番春日でございます。補正予算について、7号の確認でございます。

今回補正予算に対しまして当初、執行部からは、子供世帯への1万円の限度額の増加だけでしたが、今回、国からの内示額が増加したことにより、65歳以上の高齢者世帯にも給付金1万円を重ねていただきまして、誠にありがとうございます。

ただこの中で1点だけ、事務局の姿勢を問いたいと思います。

今回の予算補正につきましては、前回も補正予算で予備費が650万ほど利用されております。今回の予備費の流用は1,666万3千円。予備費の性質上、本来は予算計上ができない、急遽できないような不慮の事故、災害等に予備費は充てることが明確に目的として示されています。前回の予備費流用、それと今回の予備費流用この予備費流用の利用について、執行部の今後の考え方、また、現在の考え方をお示し頂きたいと思います。

○町長（鍋田平君） 議長

○議長（境野隆文君） 鍋田町長

○町長（鍋田平君） 今回の予備費の流用は、高齢者に対しての緊急、物価高騰対策のためにしたものでございますので御理解をお願いいたします。

○1番（春日公和君） 議長

○議長（境野隆文君） 春日議員

○1番（春日公和君） 今回の予備費の流用、これはですね、経済、物価高騰対策として緊急に国から発せられたことでございます。そうしたことでも、やはり予算計上が難しかったというところもございます。ただ物価高騰対策として、緊急に使うことは一つの目的として、許されてる行為でもありますのでそれは問題ございません。

今後ですね、予備費の流用の仕方、そういったことはですね明確に示していただきたいと思います。

要は、緊急時、災害時、そういうことに、予備費は流用すると、使うということが決め定められております。そうしたことをですね守っていただきて、今後の予備費の流用、そういうものを適切に利用頂きますようにお願い申し上げ私の質問は終わります。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第78号の討論はありませんか。

○3番（穴井智子君） 議長

○議長（境野隆文君） 討論ですか。

○3番（穴井智子君） 討論。はい。反対討論というわけじゃありません。3番穴井です。

今の質疑ではありません。春日議員の質疑に対しての

○議長（境野隆文君） 穴井議員。反対か賛成かのどちらかを述べていただけますか。

○3番（穴井智子君） はい。賛成の立場で討論します。

もともと3月に予算で計上されました給食費一部無償化の予算がですね、4,000万円以上あったかと思います。そちらが反対という反対多数で否決されたことにより、4,000万ぐらい、4,000万ちょっとですね、正確にちょっと今日資料がありませんので、数字は明確に意見できませんけれども、反対されたことにより、予備費に回された予算がございます。そちらの数字を、町長、もし今分かればお答え頂きたいと思うんですけども、それも踏ま

えたところでの今回の予算計上は何ら問題ないように私は思いました。以上です。

○議長（境野隆文君） 議案第78号の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第78号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

議員の皆様にお知らせいたします。

本臨時会の前に、議員発議が提出されております。

ここで暫時休憩をいたします。15分間の休憩を挟み、再開したいと思います。以上です。

・・・・・

○議長（境野隆文君） それでは、再開いたします。

ただいま議員の森田義雄君のほか6名の方から「町長に対する問責決議」の件が提出されました。

お諮りします。

町長に対する問責決議の件は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することにしたいと思います。御異議のない方は起立してください。

〔起立する者あり〕

○議長（境野隆文君） 起立多数と認めます。

町長に対する問責決議の件は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することに決定しました。

追加日程第1、町長に対する問責決議の件を議題とします。提出者の説明を求めます。

○10番（森田義雄君） 議長

○議長（境野隆文君） 森田議員

議会当初に、12月定例会での発言の取消しが町長よりありましたけども、12月定例会の議事録は修正されることはありませんので、そのまま残ることになります。

私は、学校給食費の無償化問題特別調査委員会委員長を仰せつかっております。森田です。給食無償化に関することが発端ですので、私のほうから問責決議案を提出させていただきます。

発議第1号 令和7年12月24日 嘉島町議会議長 境野隆文様。

提出者 嘉島町議会議員 森田義雄、提出者 嘉島町議会議員 川野伸一、

提出者 嘉島町議会議員 増岡司、提出者 嘉島町議会議員 満田和浩、

提出者 嘉島町議会議員 齋藤進、提出者 嘉島町議会議員 木下武、

提出者 嘉島町議会議員 春日公和

町長に対する問責決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

町長に対する問責決議 嘉島町議会は、町長の一連の言動が町政の信頼を著しく損ない町民の負託に応えるべき責務を果たしていないと判断する。

町長は、町政の最高責任者として、町民の福祉の向上と公正な行政運営に努めるべき立場にある。しかしながら、12月定例会においての町長の言動はその責務に反し、議会と執行部の信頼関係を著しく損なうもので、町民を混乱させるものであり、看過することができない。

よって、本議会はここに町長に対し厳重に抗議し、その責任を強く問うものである。町

長は速やかに自らの言動を省み、町政運営の改善に努めるべきである。

以上決議する。

令和7年12月24日 嘉島町議会

理由書

町長の12月定例会及び近時の言動は、町政の信頼を著しく損なうものであり、議会として看過できない。

1. 令和7年12月11日の定例会における答弁

町長は、議員の給食費一部無償化の予算案の計上がないとの質問に対し、根拠を示さず、給食費一部無償化を令和8年1月から実施するとの答弁を行った。この発言は議会の権威を否定し、町民の代表機関としての議会の役割を軽視するものである。

また、幹部職員との給食費一部無償化に伴う本年度の対応について申し合わせを行ったはずであろう結果と、異にすることが推察でき、この答弁は幹部職員との信頼関係を損なうものと思われる。

2. 令和7年12月2日の第6回学校給食費無償化問題特別調査委員会における対応

町長は、11月10日、学校給食費等一部無償化概要書による説明会を議会に対し実施し、質問などを受け次回開催日を11月21日に調整し説明会を閉じた。数日後、21日は執行部側が揃わないことにより、12月2日に委員会開催となった。

第6回委員会開催において、11月10日概要説明会の質問事項に対し、回答する立場にありながら、開会するにあたり議会からの出席依頼を行ったにもかかわらず、出席をせず委員会を流会にした。委員会の審議権を著しく侵害し、これにより、町政運営に重大な支障を生じ、町民の負託に応える責務を果たしていない。

3. 令和7年12月議会定例会以後の言動

重点支援交付金事業（案）説明において、町長は担当課長を同行させ、議員宅に出向いた際、12月定例会での給食費一部無償化に伴う予算計上に対しての質問について、根拠のない回答をした事への訂正を求めた際、持参した案を認めるなら訂正に応じるとの回答を行うなど、本来、町長の根拠のない言動に対し、問題の認識を自覚せず、論点をすり替えた非常識とも取れる条件を出すなど、町政を預かる者として議会審議を著しく侵害するものである。

以上の事実により、町長の12月定例会及び近時の言動は町政の最高責任者としての資質を疑うものと判断せざるを得ない。議会として強く責任を問う必要があるため、本問責決議案を提出する。

以上です。

○議長（境野隆文君）以上で提出者の説明を終わります。

これより「町長に対する問責決議」の件の質疑を許します。質疑はありませんか。

○5番（園田義宣君）議長

○議長（境野隆文君）園田議員

○5番（園田義宣君）5番園田です。ただいまの問責決議案、出されましたけども、言っても仕方ないこともしれませんけども、この問責決議案、私この場で初めて聞かされました。11人おる議員の中で3人だけは全然この件について情報提供さえされてないと。こういうふうな議会運営のやり方が本当にいいのかなという、いざ大きな疑問を持っております。

それから12月の定例会のこの案件は、私が質問したために起こったことでございますけども、問責の対象としてされてるのは恐らく地方自治法で211条は予算の編成権、これは入り口の部分ですね。それが208条は、予算の執行権、これは出口の部分で、恐らくここ

で言われてるのは208条に違反するんじゃないかということで問責決議案を出されると思ふんですけども、208条いわゆる法律違反という場合はですね、予算を計上してないのに実施したと。

例えば給食費無償化の予算が計上してないのに、1月から無償化を実施すると。それとこれは208条違反最たるものですね。でも208条の関連で、予算は計上されてないけども、実施したいと。実施する方向であるとか、今後予算を出すつもりだというようなことはですね、208条には何も抵触してないんです。

要するに、予算の実施を行ってませんので、ですから、この場合は、12月定例会の発言について、その内容を不適切であったから撤回するということで私は事は足りると思ってます。

それと先ほど、提出者の森田議員から、12月定例会の発言は取消できませんよというようなことを言われたと思うんですけども、基本的には同一会期の会期の中で、訂正、撤回を認めるとなつてますけども、私が勉強した限りでは次の臨時議会でもそういうことを訂正して、行えますね、定例会の議事録は訂正されるというふうに私は理解しますけど、その辺りはどうなんでしょうか。

それと、この理由書の中での2番で、学校給食費の無償化特別委員会に町の執行部がそろわなかつたということで要するに、説明会を流会させたじゃないかというようなことを言われてますけども、これもちょっと私違和感がありまして、給食費特別委員会は議会の中の組織です。

議会と町は車の両輪と言われてますけれども、議会の中の組織の中に、町の執行部が出席しなければならないという条件はないと思うんです。ただ逆を言えば、町の委員会の中に議員が出てこないで今、出てこんといかんと多分強制することはできないと思うんですね。だからこの2番の特別委員会に町の執行部が来なかつたから委員会が開催されなかつたという論調は、私は大きな疑問を持っております。

以上の、この2点の観点から、問責決議案については反対の立場をとります。以上です。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑ありますか。

○3番（穴井智子君） 議長

○議長（境野隆文君） 穴井議員

○3番（穴井智子君） 3番穴井です。風邪を引いてしまって聞き苦しい点お詫びいたします。

園田議員と多少かぶるところがあると思いますけれども、大きくは、同じなんですかとも、理由書の傍聴の方に分かりやすく説明したいと思います。

理由書の2番に、令和7年12月2日の第6回学校給食費無償化特別委員会における対応ということで、私たちは12月2日、定時に集合しました。流会ということの理由は、先ほども述べられましたけれども、質問してたことを回答するべきだ。ここに来て、先に、説明をするべきだというような、論調だったんですけれども、当初からそういう、何かこう、議会が上の立場の立場であるかのごとく、職員がいらしてないことを非難するようなそういう言動が著しく見受けられました。

それに対し数名は、質問があれば、この場に呼んでくださいと。事務局のほうからも説明を受け、職員の方を呼んだらいいじゃないかと再三、お願いをしましたけれども、数で8と3ということで、常に負けてる、勝負ではないんですけども、やはり多数ということで、私たち少数の意見は、通りませんでした。

それで、この給食費特別調査委員会が流会したというような流れであります、当初より、特別調査委員会はですね、議会の中の園田議員がおっしゃったように、議会の特別委員会でありますので、そこでいろんな協議を行つた上で、職員、執行部呼んでくださいというような流れになつてましたにもかかわらず、当初からそこの中に出席されてないということが、盛んに言われましたことで、これが会が成り立たなかつたということを、私はやっぱりこの理由書の中に書かれることに対してちょっと異議をしたいと。異論を申したいと思います。

○議長（境野隆文君）ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○2番（木下武君）議長

○議長（境野隆文君）木下議員

○2番（木下武君）2番木下です。私は本問責決議案に賛成の立場から討論いたします。

まず申し上げたいのは、この決議は町長個人を責めるためのものではありません。

町民の皆さんのが安心して町政を見守れる状態を取り戻すためのものです。

今回の問題の中心は、給食費の無償化という子育て世代をはじめ、多くの町民の皆さん的生活に直結する話です。

町民の皆さんのが知りたいのは本当に大丈夫なのか、いつから始まるのか、将来も続くのか、その1点につきます。

だからこそ議会では、財源や制度の中身を丁寧に確認し、決まったことだけを正確に伝える責任があります。

しかし、今回まだ議会で決まっていない段階で実施時期が示されました。

これでは期待した町民の皆さんのが、結局どうなるかと不安になるのは当然です。

また、議会で話し合うために設けられた委員会に説明する立場の町長が出席せず、議論が進まなかつた場面もありました。これは、町民の声を行政に届ける大切な場が十分に機能しなかつたことを意味します。議会は町民の皆さんのかわりに行政をチェックし、分かりやすく説明する役割を担っています。その議会との信頼関係が揺らげば町民の皆さんのは町政を信じにくくなってしまいます。

本問責決議はもっと丁寧に説明してほしい。大切なことは議会でしっかりと話し合ってほしいという町民の皆さんのが当たり前の声を議会として正式に示すものです。この決議を通じて、町民の皆さんのがきちんと説明してもらえる、安心して子育てや暮らしを続けられる、そんな嘉島町に立ち戻ることを私は強く願っています。

以上の理由から、私は本問責決議案に賛成いたします。

以上です。

○議長（境野隆文君）ただいま、賛成議員の方からの討論がありました。

次に、反対の方の討論を認めます。

○3番（穴井智子君）議長

○議長（境野隆文君）穴井議員

○3番（穴井智子君）穴井です。反対の立場から討論いたします。

先ほども申し上げたように、12月2日の特別調査委員会に、執行部が出席しなかつたということは本当に議会等、執行部のコミュニケーションの不足であると思います。

これが一方的に執行部が非があるような印象を町民の方に与える、与えてしまうようなこの問責決議案でしかれども、やはりそこは丁寧に説明するべきことだと私は個人的に思います。その流れをですね、執行部を呼んでくださいと、しっかりとお伝えされてるにも関わらず、言わば何度も何度もお願いし、私は呼んだらいいじゃないですかとお願いしたけれども、呼ばれなかつた。そういうことも踏まえて、やっぱり議員間でもコミュニケーションが不足してることも伺えます。

私たち3人だけこの文問責決議案のことは、知りませんでした。

準備された原稿をすらすらと読まれる。それにも違和感を覚えますし、原稿なしでこうやって討論して私たちの気持ちをやっぱり考えてほしいと思いますし、反対する立場の気持ちとしては、やっぱり議会と執行部が共に両輪であるというこの町を担っているという認識のもと、これからもしっかりと考えていただきたいと反対の討論をします。

○議長（境野隆文君） ただいま、反対者の討論がありました。

次に、賛成の方の討論を伺います。討論ありますか。

○7番（満田和浩君） 議長

○議長（境野隆文君） 満田議員

○7番（満田和浩君） 7番満田より賛成討論を行います。

新聞報道においてもですね、1月からの開始を主張されたということで、他の自治体関係者より多くの問合せも頂きました。

給食無償化はですね、方向性は見えているものの、財政面で結論ができない案件で、町民の多くが納得いく落としどころを判断されるべきで、首長として議会内での発言は議員をはじめ、執行部や、町長の信頼失墜につながるのではと心配されます。

町長は、本議会冒頭で訂正をされましたか、これを機にですね円滑な町政運営を推進するための機会ととらえ、改めるべきことは改めてですね、さらに精進されることを望みます。

そうした意味で、賛成討論として発言させていただきます。

○議長（境野隆文君） ただいま賛成議員の方の討論がありました。

次に反対される討論はございますか。

○5番（園田義宣君） 議長

○議長（境野隆文君） 園田議員

○5番（園田義宣君） 5番園田です。私はこの問責決議案に反対の立場で討論いたします。

まず先ほど議員さんから、問責決議案は町長を責めてるんじゃないというような言葉がありましたけども、この文章を読む限りどう見たって町長を責めてる。詭弁じゃないかと思つてます。町民のためと言つてますけども、これも文章を読む限りどこにそんな言葉が出てくるんだろう。そんな感じがしますし、さっき穴井議員も言つましたけどもこの給食費無償化問題特別委員会はですね、くどいようですが議会の中の委員会なんです。調査研究する委員会ですから。これは一つの議会としての独立した委員会ですからそこに町の執行部が来なかつたから審議ができないというんだつたら、自らの職務を放棄したことになるんだと思う。だから責任転嫁も甚だしいと私は思つてます。だから執行部が来なかつた町長の説明がなかつたから特別委員会が開かれなかつたという言い分はですね、議員自体自らが委員会の存在を否定してるということになると思いますので、僕はこれが問責決議案の理由書に上がつてることについては納得はできませんので、そういう立場で反対とします。

最後に申し上げるなら、もともとの発端は3月の定例会からその後、請願が出来まして、議会としては趣旨採択、給食費の無償化については趣旨採択という判定を下して町に実施の可否についてボールを投げたはずなんですけども、議会が趣旨採択と言つながら、何でこういうことで問責を出されるのかということが、私は全く理解できませんので、首尾一貫していないということで、この問責決議案については強く反対いたします。以上です。

○議長（境野隆文君） 次に、賛成の方の討論はございますか。

○8番（増岡司君） 議長

○議長（境野隆文君） 増岡議員

○8番（増岡司君） 8番増岡でございます。

園田議員の趣旨採択だと、こういうようなことで話がありましたけれども、趣旨採択は、採択に近い議会の判断というようなことでございますけれども、その中でこれからいろいろなことを検討していくかなければならないと。例えば予算、それから制度設計、いろんなことを決めていかなければならぬので、そこは趣旨採択の中にも意見書として要望として四つの項目がありました。これは皆さん御承知のことだと思います。ですから特別調査委員会は現在調査を継続している最中だということで、私はそういった認識で、まだ調査の最中である中でそういった町長の発言は、議会の特別委員会の審査を調査を侵害するものじゃないかというふうに考えております。賛成の立場で討論をいたします。以上です。

○議長（境野隆文君） 議員の皆さんにお諮りします。

ほかに反対の討論、もしくは、賛成の討論はございますか。

○6番（森下文夫君）議長

○議長（境野隆文君）森下議員

○6番（森下文夫君）町民の方にお話をちょっと出して、壇上のはうでよろしいでしょうか。

○議長（境野隆文君）いや、発言席です。

○6番（森下文夫君）はい。私は6番森下でございます。

私は問責の決議案に反対という立場でお話しさせていただきます。

議会の冒頭に、鍋田町長からその発言に対しての訂正がありました。私としては、もし、このまま1月から無償化、発言どおり無償化を実施されればですね、それは何らかの責任をとつてもらわなきやいけないと。もうそれはまさに議会軽視というふうに思っておりました。

しかし、冒頭より訂正され、撤回された時点ですね、町長の責任は果たされないのかなと果たされたものだと思っております。以上で私、簡単ですけど私のほうから反対ということで、述べさせていただきます。

○議長（境野隆文君）ただいま、反対の議員の方からの討論がありました。

賛成の方の討論はございますか。

○1番（春日公和君）議長

○議長（境野隆文君）春日議員

○1番（春日公和君）1番春日でございます。

一応議案の提出について一言申し上げます。議案については提出者並びに賛成者その方がおられれば、誰に相談なく提出することはできます。そうしたことを十分御理解頂きたい。

○議長（境野隆文君）失礼します。反対ですか賛成の

○1番（春日公和君）すいません、賛成の立場で意見を申し上げます。

議案の提出については、提出者並びに賛成者がおれば、12分の1以上の賛成者の数が確定すれば、どなたに相談せずに議案としては出せるものです。

これはですね、私たちには言ってなかつたとか、そういうことは通じないと思います。

また、委員会、委員会の開催については、確かに執行部の出なければいけないという責任はございません。ただ、委員会には、当然、町がやりたいことのやはり説明を求める場です。これは県議会でもあり、市議会でもあり、国会でもあり、そういったところではですね、委員会には執行部の方は必ず出席されます。それはなぜかというと、自分たちのやりたいこと、そして成し遂げたいことをしっかりと説明して、行いたい。可決を頂きたい、そういう思いがあるものが委員会です。そうしたものに率先して出るのが、また執行部の務めではあると思います。こうしたこと、やはり委員会がどうだこうだということではないです。

ただですね、12月の定例会において、11月から給食無償化を実施します。という言葉はですね、その言葉の裏づけとして、やはり予算の計上がないといけない。そういうことをですね前提にされてないと、やはりその言葉だけでは、やはり皆さんのが絶対実行できないという町民の方の不安につながります。そういうことを十分御理解頂きたいと思うところでございます。

そして給食無償化特別調査委員会について、まだまだ議論の途中でございます。

11月10日に、一部無償化の概要書が執行部から出されました。この中にはやはり法令的に問題がある文言が入っております。これは執行部側でしっかりと精査したりしていただいて、訂正をお願いしたいと思います。私の発言は以上で閉じさせていただきます。

○議長（境野隆文君）ただいま、賛成議員の討論がありました。

反対討論のある方はございますか。

他にありませんね。ないようでしたら、これで討論を終結します。

これより、採決に入ります。この採決は、起立によって行います。

「町長に対する問責決議」の件はこのとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立する者あり〕

起立多数です。お座りください。

よって、町長に対する問責決議の件は可決しました。

○議長（境野隆文君） 以上で、本臨時会の会議に付されました案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。これで令和7年第4回嘉島町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

傍聴の方に今、いらっしゃる方にお知らせいたします。傍聴規則の中に、第7条第1項第4の中に規定により、傍聴人の録音機の持込みはできませんので、あしからず録音されるようなものがあれば削除願いたいと思います。

以上で、会議を閉じます。

閉会 午後2時55分

地方自治法第123条第2項の規定により、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

嘉島町議会議長

嘉島町議会議員

嘉島町議会議員